

平成 27 年度第 3 回行政監査結果報告書（概要）

第 1 監査実施概要

I 監査テーマ（P 1）

「学校施設補修工事について」

II 監査テーマ選定の趣旨（P 1）

区は、平成 19 年の教育委員会発注工事における不正事件に対し、平成 21 年 3 月に板橋区事故調査・再発防止対策委員会報告書を公表し、契約事務に関する改善など再発防止に取り組んでいる。平成 21 年度以降、学校施設の緊急工事等は、営繕課において起工・発注・工事監理までの一連の事務を担当している。区は、より一層、公正で適切な事務処理を行う必要がある。

そこで、平成 27 年度第 3 回行政監査では、学校施設補修工事について、契約手続は適正に行われているか、履行確認は適切に行われているか、関係課・関係機関との連携は図られているかなどの観点から検証を行った。

III 監査の主な着眼点等（P 1）

学校施設補修工事について、公正で適切な事務処理が行われているか、主に次の着眼点から行政監査を行った。

- 1 契約手続は適正に行われているか。
- 2 履行確認は適切に行われているか。
- 3 関係課・関係機関との連携は図られているか。

なお、今回の監査は、平成 19 年度に地方自治法第 199 条第 6 項に基づき実施した監査（長の要求監査）について講じた措置として報告された内容、及び板橋区事故調査・再発防止対策委員会において報告された契約事務に関する改善対策が適正に実施されているかなどについて確認した。

IV 監査対象及び監査対象課（P 2）

1 監査対象

平成 26 年度において、教育委員会事務局新しい学校づくり課が政策経営部営繕課に執行委任した学校施設改修経費のうち、営繕課が主管課契約により処理した予定価格 30 万円未満の工事請負契約に関すること

2 監査対象課

政策経営部 営繕課、
総務部 庁舎管理・契約課、
教育委員会事務局 新しい学校づくり課

V 監査実施期間（P 2）

平成 27 年 7 月 31 日（金）～平成 28 年 4 月 22 日（金）

第2 監査結果

I 行政監査の実施にあたって (P 3)

II 現況と問題点 (P 4)

- 1 学校施設補修工事の概況 (P 4)
- 2 長の要求監査に対する措置結果 (P 16)
- 3 対策委員会報告書における契約事務に関する改善対策 (P 34)

III 検討・改善を求める事項 (P 48)

着眼点1 契約手続は適正に行われているか。

1 特命随意契約の公表 (P 25)

契約事務の透明性と公平性をより高めるための取組の一環として、主管課においては、関係課と連携し、特命随意契約としたすべての工事請負契約については、特命随意契約とした理由、事業者、契約金額等の公表を検討されたい。

2 適正な契約手続の周知・徹底 (P 33)

不適正な事務処理に至った原因は、学校からの修繕要請について関係課との連絡調整が十分ではなかったこと、適正な契約手続の周知が徹底されていなかったことなどが考えられる。

主管課は、関係課との連携を十分に図り、学校の工事執行が契約手続に則して適正に行われるよう、再発防止のための措置を講じられたい。

着眼点2 履行確認は適切に行われているか。

1 履行確認の適正な実施 (P 42)

主管課契約における執行委任工事に関する履行確認の一連の手順は、主管課内外の職員が確実に履行を確認し、履行の証拠を残す制度である。

主管課は、契約・検査事務に携わる職員に対して、履行確認の手順を徹底し、法令に則った適正な検査を行われたい。

2 履行確認方法の周知・徹底 (P 43)

主管課においては、事件が生じた経緯を踏まえ、学校における作業完了の確認がなぜ必要なかを学校に対して十分に説明し、履行確認の方法を周知し、現場における履行確認を徹底されたい。

3 事業者への指導 (P 44)

工事完了届、工事記録写真など履行を確認する際に、これらの確認者が書面による確認を適切かつ厳格に行うためには、履行が確認できる書類が整っていることが前提である。主管課は、履行確認を適切に行うために、「工事記録写真撮影要領」に定められた内容を遵守するよう、事業者への指導を徹底されたい。

着眼点3 関係課・関係機関との連携は図られているか。

1 小破工事申請方法の周知・徹底（P31）

学校からの修繕要請に基づき、小破工事を実施する手順は、事件の原因追究の結果、不祥事を繰り返さないための改善策の一つとしてルール化したものである。

主管課は、見直しをした事務処理が手順どおりに行われていなかったことを真摯に受け止め、ルールを遵守されたい。ルールが有効に機能しているかを検証し、ルール化された手順に見直しが必要な場合は速やかに見直しを行い、より適正な事務処理を徹底されたい。

Ⅲ 総括意見（P50）

○ 工事の緊急性の判断を厳格に行うことについて

緊急工事は、「緊急工事等運用基準による教育委員会発注工事の適用工事事例」に基づき判断している。緊急工事が適用される事例は、学校施設で想定される工事事例が列挙されており、平成26年度に行われた小破工事の緊急理由は、工事事例にすべて該当していた。

しかし、緊急工事と判断された案件の中には、建物定期点検等の日頃からの対応により早期に補修箇所を発見し、修繕が可能と思われる案件も見受けられた。緊急工事は、特命随意契約により事業者を決定することから、主管課は具体的で合理的な理由を示し、緊急工事と判断した経緯を分かりやすく説明する責任がある。

区は、主管課契約における緊急工事の実態を把握し、安易に緊急工事の判断が行われることがないように、適正運用の周知啓発を徹底されたい。

○ 自ら決定した改善対策に真摯に取り組むことについて

昨今、民間企業では、不適切な会計処理、データ偽装問題等のコーポレートガバナンスのあり方を問われる不祥事が続いている。不祥事となった原因を究明し、制度や組織を整えても、運用する側に同じ轍を踏まないという強い危機意識が伴っていなければ、不祥事は繰り返される。

残念なことだが、行政監査において現況を確認した「契約事務に関する改善対策」の中には、主管課の判断で実施していない取組が見受けられた。

より実効性のあるものにするためには、全職員が再発防止に向けた改善策の目的を真に理解したうえで、再発防止に向けた改善策に取り組むことが重要である。

○ 不祥事から得た教訓を引き継いでいくことについて

平成19年に発覚した不正事件から8年が経過し、当時の事件を直接知る職員の記憶も薄らいでいるなか、事件以降に採用された職員を含め、全職員に対し、不祥事から得た教訓を忘れずに、教訓として継承し、今後の区政に生かしていくのが課題である。

区職員は、自らのコンプライアンス意識を高めるとともに、再発防止に向けた改善策が一過性ではなく、当事者意識を持ち、継続して再発防止に取り組む必要がある。

今回の監査を契機に、二度とこのような不正事件を繰り返さないために、職員一人ひとりが再発防止を肝に銘じ、公正・透明な契約事務を執行することに期待するものである。